

認可保育所 整備の手引き



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和7年4月改訂

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

目 次

1 認可保育所とは	P. 1
2 認可保育所の設置・認可について	P. 1
(1) 設置・運営主体	
(2) 開所時期	
(3) 整備地域	
(4) 整備手法	
(5) 設置認可の条件	
(6) 審査	
3 施設整備等の基準	P. 11
(1) 建物の要件	
(2) 遵守法令等	
(3) 設備に関する留意事項	
4 子ども・子育て支援新制度について	P. 19
5 施設型給付費の支給に係る施設の確認について	P. 19
6 運営の基準	P. 20
(1) 利用定員	
(2) 職員配置	
(3) 障害児保育	
(4) 開所日・開所時間	
(5) 延長保育	
(6) 給食提供	
(7) 児童の健康管理	
(8) 職員の健康診断等	
(9) 苦情への対応等	
(10) 事故の防止と発生時の対応	
(11) 安全計画と業務継続計画の策定	
(12) 運営規程と重要事項説明	
(13) 上乗せ徴収・実費徴収の取扱い	
(14) 会計及び経理処理	
7-1 整備費等補助金	P. 34
(1) 整備費補助金	
(2) 土地・施設賃借料補助金	
7-2 民間保育所整備事業に係る市内中小企業への優先発注	P. 39
(1) 施設整備(工事)	

(2) 設計・設計監理	
(3) 備品等	
8 イメージ図	P. 41
9 参考資料	P. 58

1 認可保育所とは

認可保育所とは、保護者が仕事や病気などのために、家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためなどの理由だけでは入所することはできません。

<参考>

児童福祉法第三十九条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

2 認可保育所の設置・認可について

川崎市において認可保育所を設置する場合には、川崎市長の認可が必要となります。

<参考>

児童福祉法第三十五条第四項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

※川崎市は政令指定都市であるため都道府県知事を川崎市長に読み替え。

(1)設置・運営主体

認可保育所を設置する場合には設置・運営主体が次の基準を満たしている必要があります。

ア 社会福祉法人及び学校法人

児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準（申請者又はその法人の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと等。）に該当しないこと。

イ 社会福祉法人及び学校法人以外

- ・アの基準を満たすこと。
- ・当該保育所を経営するために必要な経済的基礎がある（※１）こと。
- ・当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。
- ・実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有する（※２）こと。

（※１）「経済的基礎がある」とは

次の（１）及び（２）のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については（３）も満たすこと。

（１）保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、次の要件を満たし、不動産の貸与を受けていること。

ア 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。また、貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

（ア）建物の賃貸借期間が賃貸借契約において１０年以上とされている場合

（イ）貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①１年間の賃借料に相当する額と②１，０００万円（１年間の賃借料が１，０００万円を超える場合には当該１年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県（指定都市・中核市を含む。）が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（２）保育所の年間事業費の１２分の１以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

（３）直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと。

＜川崎市独自評価＞

川崎市においては、過去の保育所運営事業者の倒産事例等から、保育所を運営する事業者等を選定する際、法人の種別に関わらず、公認会計士等に財務状況等調査を委託し、財務指標の分析・評価を行うこととしています。申込法人の直近3か年の決算書類等を基にキャッシュフロー比率等の資金収支の安全性や総資本利益率、売上高利益率等の事業活動の効率性や流動比率、自己資本比率等の財務状況の健全性といった項目に関して評価を行い、不適正と判断した場合は、(1)～(3)を満たしていても「必要な経済的基礎がある」とは認めません。

(※2)「社会福祉事業に関する知識又は経験を有する」とは

(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。

(1)実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(2)社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(3)経営担当役員者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合

原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが望ましい。しかし、国または地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合においては、次のとおり要件緩和を行うこととしている。

(1) 既設法人が保育所を設置する場合

既に第1種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げるものに限る。)又は第2種社会福祉

事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人（以下「既設法人」という。）が保育所を設置する場合は、当該施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

（ア）建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

（イ）貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（2）既設法人以外の社会福祉法人

ア 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

（3）社会福祉法人以外

ア 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

（ア）建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

- (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- エ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

<運営主体に関する基準整理表>

41 ページ

<参考>

児童福祉法第三十五条

60 ページ

保育所の設置認可等について

69 ページ

不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

71 ページ

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について

73 ページ

(2)開所時期

原則4月1日

(募集要項等において別に定めがある場合は除く。)

(3)整備地域

川崎市では、保育所整備地周辺の就学前児童数、保育所利用申請者数、近隣の保育所等の配置状況や利用状況、保育所の整備状況等を総合的に考慮し、認可保育所の設置・認可を行います。なお、民間事業者活用型保育所等整備法人等の募集においては、整備指定地域を指定しています。応募にあたっては、原則として整備予定物件が整備指定地域内にあり、かつ次に定める条件を満たす

必要があります。ただし整備指定地域内であっても物件や周辺環境等（近隣の保育所及び認可外保育施設の設置状況含む）の状況で整備相談を受けることができない場合もあります。

ア 整備予定地の周囲 70メートル以内に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を行う営業所が所在しないこと（ただし、当該営業所が商業地域に所在する場合は、整備予定地の周囲 30メートル内に所在しないこと。）。また、整備予定地の敷地の周囲 200メートル以内に、同法同条第 5 項から第 10 項までに規定する性風俗関連特殊営業を行う営業所などが存在しないこと。

イ 川崎市の地区計画等の用途制限に抵触しないこと。

<参考>

保育所の設置認可等について

69 ページ

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針第三の四の 2 の(二)の(2)【抜粋】

67 ページ

(4)整備手法

No	整備手法	内容
1	市有地貸与型 保育所整備	川崎市の市有地を無償で貸し付け、認可保育所を整備するもの。川崎市が施設整備費の一部を補助する。 ・対象事業者 社会福祉法人等（※）（株式会社等は除く）

2	民有地活用型 保育所整備	保育事業者が自ら用地を確保（借地も可）し、認可保育所を整備するもの。川崎市が施設整備費等の一部を補助する。なお、地域の保育所整備計画等の進捗状況により整備の可否を判断。 ・対象事業者 社会福祉法人等（※）（株式会社等は除く） ・募集時期 毎年7月頃まで事前相談を受付け。8月頃までに事業計画書の提出を受付けし、翌年度整備。 ※定員は60人以上とし、認可基準を満たした保育所専用の地上園庭を確保すること。
3	民間事業者活用型保育所整備	保育事業者が賃貸物件を自ら確保し、賃貸物件の内部を改修することにより、認可保育所を整備するもの。川崎市が施設整備費等の一部を補助する。 ・対象事業者 募集要項に定める法人 ・募集時期 毎年11月頃から翌年7月頃とし、複数回に分けて募集を実施。
4	鉄道事業者活用型保育所整備	鉄道事業者が所有又は管理する鉄道の駅若しくは駅に附帯する施設又は鉄道軌道高架下等の用地等を活用し、整備した物件を民間保育事業者が賃貸の上、内部を改修することにより、認可保育所を整備するもの。川崎市が鉄道事業者及び民間保育事業者にそれぞれ施設整備費の一部を補助する。なお、地域の保育所整備計画等の進捗状況により整備の可否を判断。 ・対象事業者 鉄道事業者及び法人格を有する者（鉄道事業者及び川崎市との協議による） ・募集時期 鉄道事業者との調整による

5	民間事業者自主整備型保育所整備	(1) 民間保育事業者が自ら用地を確保し、認可保育所を整備するもの。川崎市から施設整備費の補助は行わない。なお、地域の保育所整備計画等の進捗状況により整備の可否を判断。 ・対象事業者 民間事業者活用型保育所等整備法人募集要項に定める法人 ・募集時期 毎年7月頃まで事前相談を受付け。 ※定員は60人以上とし、認可基準を満たした保育所専用の地上園庭を確保すること。 (2) 大規模な住宅開発の建設や駅前等再開発事業に伴い、民間保育事業者が自ら用地を確保し、保育所の整備を行う。川崎市から施設整備費の補助は行わない。なお、地域の保育所整備計画等の進捗状況により整備の可否を判断。 ・対象事業者 認可基準を満たす保育事業者(大規模住宅開発事業者等との調整による) ・募集時期 大規模住宅開発事業者等との調整による
---	-----------------	--

(※) 社会福祉法人等とは、社会福祉法第22条に定義する社会福祉法人又は社会福祉法人設立及び保育所設置を同時に行うための準備をしている団体で川崎市長が認めたもの、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第4条の認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人及び日本赤十字社をいう。ただし、各募集要項等を確認すること。

<整備区分ごと認可フロー図>

42ページ

(5)設置認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこととされており、川崎市においても以下の条件を付して認可を行っています。

- (1) 児童福祉法第 45 条第 1 項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- (4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。
- (5) 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、川崎市に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

※ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書。また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書。

<参考>

保育所の設置認可等について

69 ページ

児童福祉法第四十五条第一項

64 ページ

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第三十三条

特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

119 ページ

(6)審査

設置・運営法人の審査評価項目は主に次のとおりです。

区分	主な確認内容（例示）
団体の概要	・ 保育所の管理運営を行うに適した理念等の有無 ・ 財政基盤の安定性 ・ 保育所の管理運営を行うに十分な実績の有無 ・ 諸規程の適正整備 ・ 事業のサービス内容や利用条件等の外部発信 等
保育所の運営	・ 保育所の運営方針・保育目標 ・ 職員の保育技術・知識の習得や資質向上のための研修計画等 ・ 児童の健康管理 ・ 児童の状態に合わせた給食の対応 ・ 障害児保育 ・ 保育環境（衛生面・安全面）の取組 ・ 虐待の防止及び早期発見 ・ 危機管理に対する体制 ・ 保護者との連携 ・ 要望・苦情に対する対応の体制 等
職員の確保	・ 施設長配置の考え方 ・ 職員確保に向けた方法及び適正な勤務体制 ・ 職員の継続的な雇用策 等
地域における子育て支援	・ 地域の子育て支援に対する考え方 ・ 地域及び関係機関との連携 等

保育施設の整備計画	・整備予定地 ・周辺環境（利便性・安全性等） ・保育室等の面積や保育環境 ・屋外保育の考え方や専用園庭の有無 ・当該施設の整備に係る資金計画及び施設運営の収支予算の適正管理 等
-----------	--

3 施設整備等の基準

保育所等として整備を予定する建物の構造・設備等については、次の要件を満たしてください。

(1)建物の要件

- ア 新築により保育所を整備する場合は、建築確認済証及び検査済証の交付を受けること。
- イ 既存の建物を改修して保育所等を整備する場合は、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 当該建物が、建築確認済証及び検査済証の交付を受けていること。
※交付を受けていない場合であっても、別途検査等により建物の適法性が認められる場合はこの限りではない。
 - (イ) 当該建物（昭和56年6月施行の新耐震基準に基づいて設計及び建築された建物を除く。）が、耐震診断報告書や耐震補強工事実施等により耐震性を有すると認められること。
 - (ウ) 床面積200㎡を超える保育所等を整備する場合は、建築基準法に基づき特殊建築物（保育所等）への用途変更を行い、建築確認済証の交付及び工事完了届の手続きを行うこと。
 - (エ) 床面積200㎡以下の保育所等を整備する場合は、事業者の責任において建築基準法及び関係法令に基準に適合させること。

(2)遵守法令等

- ア 建物の構造、設備等については、次の関係法令を遵守してください。
 - (ア) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号）
 - (イ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - (ウ) 消防法（昭和23年法律第186号）

- (エ) 川崎市建築基準条例（昭和 35 年条例第 20 号）
 - (オ) 川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年条例第 36 号）
 - (カ) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
 - (キ) その他関係法令（川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等）
- イ 上記の関係法令等を遵守するほか、市との協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めてください。
- ウ 新施設において、シックハウス対策等、利用者等の健康及び安全に充分配慮してください。また、使用する建材や建具については、シックハウスとなる恐れがある原因物質（ホルムアルデヒド等）を極力発散しないものを選定するように努め、施設の供用開始までに室内空气中化学物質の濃度測定を実施し、その結果、厚生労働省が示す濃度指針値以下であることを確認してください。測定方法については、本市まちづくり局の「室内空气中化学物質の濃度測定マニュアル」を参考にすること。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

1 0 2 ページ

川崎市建築基準条例

1 5 9 ページ

川崎市福祉のまちづくり条例

1 9 4 ページ

(3)設備に関する留意事項

- ア 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- イ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき、3.3 平方メートル以上とすること。
- ウ 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- エ 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室

- ・乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室は、特段の理由がない場合は1階に設けることが望ましい。
- ・乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室を2階以上に設ける場合は、防災設備の一層の向上に努めるとともに、避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すこと。（詳細は13ページから17ページまで）
- ・乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室を1階に設ける場合も2方向避難の趣旨を踏まえること。
- ・保育室等（廊下、便所、テラス等含む）乳幼児が通行、出入りする場所には乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行わないようにする等の設備が必要であること。階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入りしない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意すること。
- ・各室内又は各室入口付近の廊下に、児童用の手洗い場を設置するよう努めること。
- ・豊富な種類の遊具及び絵本の配備に努めること。

※固定式家具等を配置するスペースは有効面積に含めないこととする。

医務室

- ・ベッドやカーテン等の設置により静養できる機能の確保に努めること。
- ・医務室には医薬品を備えるよう努めること。

調理室

- ・安全衛生面に配慮すること。
- ・特に保育室等を3階以上に設ける場合は、調理室とほかの区画とを特定防火設備で区画すること。
- ・食材等の搬入経路について、専用の出入口を設置するなど、保育の動線と重複しないように配慮すること。
- ・別途、前室、調理員専用便所の設置に努めること。
- ・設計の計画段階（基本設計）において、区役所衛生課に事前相談すること。

便所

- ・専用の手洗い場を設けること。
- ・便器（児童用）の設置数は定員数に見合う数とすること。
- ・便器（児童用）の仕様は、児童が安全かつ快適に使用できるものとし、手すりや目隠し等の設置についても配慮すること。

屋外遊戯場

屋外遊戯場の整備にあたっては、認可基準を満たした保育所専用の地上園庭を確保するよう努めること。敷地内に屋外遊戯場を確保できない場合は、次のア又はイの基本方針を満たした屋外遊戯場を確保すること。

ア 屋外遊戯場を屋上に設置する場合の留意事項

耐火建築物においては屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所が無い場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することができます。ただし、この場合については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6号の規定によるほか、次の各号に掲げる条件を遵守することとします。

- (ア) 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (イ) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (ウ) 防災上の観点から次の点に留意すること。
 - a 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
 - b 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
 - c 屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
 - d 油その他引火性の強いものを置かないこと。
 - e 屋上の周囲には、金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
 - f 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
 - g 消防機関との連絡を密にし、消防計画等について指導を受けること。

イ 屋外遊戯場を付近の公園等で代替する場合の留意事項

同一敷地内に屋外遊戯場の設置が困難な場合は、保育所等付近の公園等を屋外遊戯場に代えることができます。ただし、この場合は、次の各号に掲げる要件を満たすこととします。

- a 当該公園等について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。また、幼児のトイレの使用にも配慮すること。（保育所等から乳幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあることが望ましい。）
- b 当該公園等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権

限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

c 当該公園等とは別に、プール遊び等ができる場所を確保すること。

※当該公園等の近隣保育所等による使用状況に配慮した対策を講じること。

<屋外遊戯場に関する基準整理表>

48 ページ

<参考>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて

75 ページ

待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について

85 ページ

※屋外遊戯場は1か所で確保されていることが基本です。分割して屋外遊戯場を設置する場合であっても、集団保育として活動を行っている児童がまとまって活動できるスペースが確保されている必要があります。

※屋外遊戯場における避難路については、2方向避難の趣旨を踏まえ、設置すること。

<屋外遊戯場の形状に関するイメージ図>

49 ページ

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という）を2階に設ける場合

- (1) 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）であること。
- (2) 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
- (3) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

＜参考＞

建築基準法第2条第9号の2

耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部が（１）又は（２）のいずれかに該当すること。

（１）耐火構造であること。

（２）次に掲げる性能（外壁以外の主要構造部にあつては、（ｉ）に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

（ｉ）当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

（ｉｉ）当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

建築基準法第2条第9号の3

準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの。

※準耐火建築物はロに該当するものを除く

保育室等を3階以上に設ける場合

（１）耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）であること。

（２）保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

（３）前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられ

ていること。

- (4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- (6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- (8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

＜保育室等を2階以上に設ける場合の基準整理表＞

50ページ

＜参考＞

建築基準法第2条第7号

耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

建築基準法施行令第112条第1項

155ページ

別表

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものに限る。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものに限る。) 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段(同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から

		保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	--

<参考>

建築基準法施行令第123条

156ページ

4 子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月、全国で一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法に基づく制度で、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するものです。

この制度では、3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となりました。

5 施設型給付費の支給に係る施設の確認について

川崎市においては、施設型給付費の支給に係る施設として、教育・保育に要した費用について、給付費の支給を受けるには、川崎市長の確認が必要となります。

<参考>

子ども・子育て支援法第二十七条（抜粋）

市町村は・・・市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設・・・から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育・・・に要した費用について、施設型給付費を支給する。

子ども・子育て支援法第三十一条（抜粋）

第二十七条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者・・・の申請により、・・・教育・保育施設の区分に応じ、・・・小学校就学前の子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

6 運営の基準

(1)利用定員

利用定員は、認可時に定める認可定員の範囲内で定めることとされているが、その設定にあたっては、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（以下、「運営基準条例」という。）第4条に下限人数と利用定員を定める区分が規定されており、その他、同条例第22条及び川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）第2条に、次のとおり定員の遵守及び弾力化等について規定がされています。

本市における保育の実施にあたっては、あらかじめ定めた利用定員及びその歳児別内訳に従って行うことを基本とするが、川崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（以下、「認可基準条例」という。）に定める設備及び職員配置の基準等を逸脱しない範囲において、定員の弾力化を図ってよいものとする。ただし、その弾力化は概ね125%までとし、それを超える場合には、定員を増員するよう指導するものとし、連続する過去5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合にも、定員を増員するよう指導するものとする。

<参考>

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

第4条・22条

119ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第2条

145ページ

(2)職員配置

職員の配置については、認可基準条例第47条に以下のとおり定めがあるほか、取扱要綱第5条に詳細な規定がなされています。また、同条例附則第6項～第10項等により、当分の間、保育士配置に係る特例が設けられています。

ア 職員の種類

本市の民間保育所には、保育士、嘱託医、調理員のほか、施設長を置くこと。

イ 施設長

施設長は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という。）に定める施設長の要件を満たすものとし、利用定員が60人未満の施設にあっては、併せて保育士資格を有する者とする。

ウ 保育士

(ア) 保育士の数は、乳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人、3歳児15人につき1人、4・5歳児25人につき1人以上とし、1の保育所につき2人を下回らないこと。（※当分の間、条例改正前の配置基準（以下、「旧基準」という。）によることも妨げないものとする。）

(イ) 保育士の数の算定方法と配置は、年齢別の実員を各配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て、得た数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数とし、常勤にて配置するものとする。

(ウ) 保育士は、上記の数に加え、利用定員が90人以下の施設について1人、保育標準時間認定の子どもが利用する施設について1人、主任保育士を主任業務に専任させるための給付上の加算を受ける施設について代替保育士分1人、専任の保育士を増員することで、キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備するための子どものための教育・保育給付費等の加算を受ける利用定員120人以下の施設について1人、利用定員121人以上の施設について2人までを常勤又は留意事項通知に定める常勤換算値にて配置するものとする。

(エ) 市の加配のための休憩休息保育士として、当分の間、年齢別の利用定員

又は実員を各職員配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨てた数を合計した後に小数点以下を四捨五入して得られる数で多いほうの数を4で除して、小数点第1位を切り上げて得られる数、及び年休代替保育士として、各施設1人を常勤にて配置するよう努めるものとする。(※旧基準を適用する施設についても、3歳児については「15対1」、4歳児以上については「25対1」という配置基準を用いる。)

<保育士等配置基準表>

必要保育士の配置基準		人数の換算方法
A 条例保育士		
ア 0歳児（実員）	児童3人につき1人	$\text{ア}/3 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)} + \text{イ}/6 \text{ (〃)} + \text{ウ}/15 \times \text{(〃)} + \text{エ}/25 \times \text{(〃)}$ (小数点第1位を四捨五入)
イ 1・2歳児（実員）	児童6人につき1人	
ウ 3歳児（実員）	児童15人につき1人※	
エ 4・5歳児（実員）	児童25人につき1人※	
	※旧基準によることも妨げない	※旧基準によることも妨げない
B その他国基準等 保育士	各施設2～4人	以下の要件につき各1人 ・定員90人以下の場合 ・保育標準時間認定児を受入れる場合 ・主任保育士を専任化する場合 ・専任の保育士を増員し、チーム保育体制を整備する場合（利用定員120人以下、利用定員121人以上のときは2人まで）
C 市加配保育士		
オ 休憩休息保育士	利用定員と実員でAの算出方法※を用いて求められる数のうち多いほうの人数の4人につき1人 ※旧基準適用施設も、3歳児「15対1」、4歳児以上「25対1」の配置基準を用いる。	$\text{算出した人数} \div 4 \text{ (小数点第1位を切り上げ)} + 1 \text{ 人 (年休代替保育士)}$
カ 年休代替保育士	各施設1人	

<参考>

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（抜粋）

施設長

・施設長の要件

児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

主任保育士専任加算

・加算の要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定にあたって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

- ① 延長保育事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 病児保育事業
- ④ 乳児が3人以上利用している施設
- ⑤ 障害児が1人以上利用している施設

エ 調理員

(ア) 調理員の数、利用定員区分に応じて、40人以下の施設においては1人、41人以上の施設においては2人を常勤にて配置するものとする。(国基準)

(イ) 調理員の数、上記の数に加え、利用定員区分に応じて、61人以上150人以下の施設においては1人、151人以上240人未満の施設においては2人、240人以上の施設においては3人を常勤にて配置するよう努めるものとする。(市加配)

※調理業務の全てを委託する場合は、調理員を置かないことができる。ただし、法人内の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされている場合に限る。

<調理員配置基準表>

定員	必要調理員
40人以下	1人（国基準1人）
41人以上60人以下	2人（国基準2人）
61人以上150人以下	3人（国基準2人＋市加配1人）
151人以上240人未満	4人（国基準2人＋市加配2人）
240人以上	5人（国基準2人＋市加配3人）

オ 嘱託医

本市の民間保育所における嘱託医は、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。

カ 看護師・栄養士

（ア）本市の民間保育所にあつては、上記のほか、保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）及び栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。また、その場合、当分の間、保健師、看護師又は准看護師1人まで保育士とみなすことができるものとする。

（イ）栄養士を常勤として配置した場合は、国及び市の加配調理員の数に、配置した栄養士の人数分を含められるものとする。調理業務を全部委託する施設にあつても、委託業務を行う上で、同様の取扱いとする。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第47条、附則第6項から第10項等

102ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第5条

145ページ

保育所における調理業務の委託について

98ページ

(3)障害児保育

ア 本市の民間保育所にあつては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。

イ 受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定する。

ウ 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れ困難な場合には、職員の加配等を行うものとする。

<参考>

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第6条

145 ページ

(4)開所日・開所時間

開所日・開所時間等については、認可基準条例第48条に以下のとおり定めがあるほか、取扱要綱第7条及び第8条に詳細な規定がなされています。

ア 本市の民間保育所の開所日は、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日を原則とする。

イ 土曜の保育については、1人でも利用希望がある場合には開所するものとし、1人も利用希望がない場合には開所を要しないものとする。

ウ 本市の民間保育所の開所時間は、11時間を原則とし、7時～18時又は7時30分～18時30分のいずれかとする。

エ 保育所ごとに、短時間認定の児童を受入れる「中心となる8時間の保育時間（以下「コアタイム」という。）」を定めなければならないこととなっており、本市では、8時30分～16時30分又は9時～17時のいずれかとする。

オ 各入所児童の保育時間については、福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、標準時間認定の場合は11時間の開所時間の範囲内で、短時間認定の場合は8時間のコアタイムの範囲内で各施設長が定めるものとする。

カ ならし保育中の保育時間については、子どもが保育所の生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くならないよう配慮するものとする。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第48条

102 ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第7条・8条

145 ページ

(5)延長保育

延長保育については、子ども・子育て支援法第59条第2号に定める「時間外保育」として位置づけがなされ、本市では、その取扱いについて、川崎市延

長保育事業実施要綱に以下のとおり詳細を規定しています。

ア 本市の民間保育所の延長保育時間は、開所時間の違いにより、以下の2通りとなる。

<パターン1>

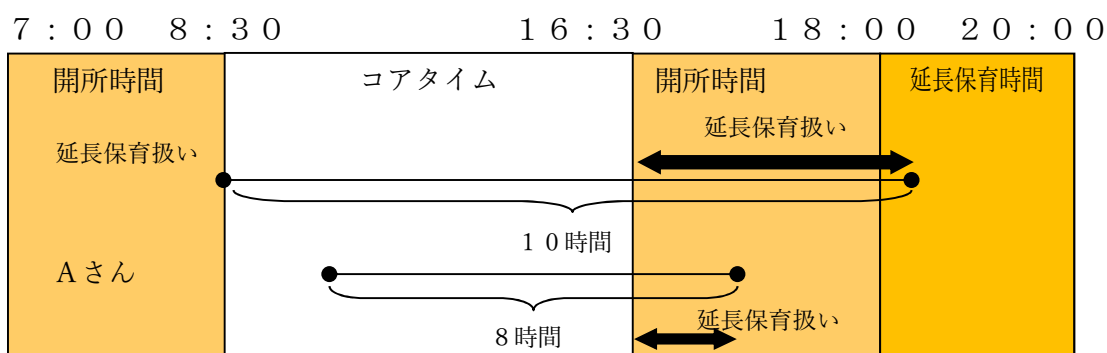
開所時間 7:00~18:00	延長保育時間 18:00~20:00
--------------------	-----------------------

<パターン2>

延長保育時間 7:00~7:30	開所時間 7:30~18:30	延長保育時間 18:30~20:00
---------------------	--------------------	-----------------------

イ 短時間認定児がコアタイムの時間外で保育を必要とする場合にも、延長保育扱いとなるものである。

<短時間認定児の延長保育イメージ図>



ウ 具体的な延長保育の利用の可否及び延長時間の設定にあたっては、保育必要量の認定に関わらず、各利用者の就労や通勤の時間等を加味して、利用の可否と必要と認められる時間を施設長が判断し、決定するものとする。

エ 延長保育時間の職員配置については、利用児童の年齢別の人数に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準（最低、保育士2人）によるものとするが、その雇用形態は、責任をもって対応できるものであれば、常勤職員に限らないものとする。

オ 延長保育時の補食等については、開所時間後の延長保育においては、提供することとし、開所時間前と短時間認定児の開所時間内の延長保育においては、提供を要さないものとする。なお、その提供に要する費用は実費徴収による（公立保育所においては月額1,500円）ものとする。

カ 市外に居住し市内の民間保育所で延長保育を実施している児童分を含めた費用を請求する。

キ 延長保育料については、市が定める月額料金によるものとし、次のとおりとする。

延長保育時間	延長保育料
30分	1,000円
1時間	2,000円
1時間30分	3,000円
2時間	4,000円

※生保世帯・市民税非課税世帯、保育料が免除された世帯は免除とする。

ク 延長保育のスポット利用（日単位の利用）については、施設によって、実施可能とする。なお、その際のスポット利用料については、1日につき30分単位で500円をガイドラインとする。

<参考>

子ども・子育て支援法第59条第2号

65ページ

川崎市延長保育事業実施要綱

151ページ

(6)給食提供

給食提供については、認可基準条例第14条に施設内調理や事前の献立作成等の定めがあるほか、取扱要綱第11条に以下のとおり詳細な規定がなされています。

ア 給食の提供は、保育所内で調理する方法により行わなければならない。

イ 本市の民間保育所における給食は、主食及び副食を提供するものとする。

ウ 子どもの発育状況、アレルギー、健康状況等を考慮して、離乳食及び除去食の対応を行い、配慮食等についてもできる限り対応を行うものとする。

エ 除去食の提供にあたっては、健康管理委員会において、医学上、必要と認められたものについて行うものとし、誤食等の事故防止に努めるものとする。

オ 献立の作成にあたっては、必要に応じて、市から提供する統一献立を参考とするものとする。

カ 必ず事前に検食を実施するものとする。

なお、社会福祉施設における衛生管理については厚生労働省通知により、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づくよう努めるものとしています。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第14条

102ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第11条

145ページ

社会福祉施設における衛生管理について

101ページ

(7)児童の健康管理

児童の健康管理については、認可基準条例第15条に健康診断の定めがあるほか、取扱要綱第9条に以下のとおり詳細な規定がなされている。

ア 本市の民間保育所にあつては、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時に、把握をするものとする。

イ 本市においては、入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は、原則として2か月に1回行うものとする。

ウ 原則として定期の健康診断を行わない月であっても、嘱託医における保育所への出勤を受け、子どもの健康管理に係る助言・指導や、個別に健康状態等の確認が必要な子ども及び当該健康診断を行わない月に受診時期を分散した子どもに対する健康診断を実施するものとする。

エ 入所時の健康診断は、全ての子どもが受診するものとし、定期の健康診断は、0・1歳児については原則として2か月に1回、2歳以上児については原則として4か月に1回受診するものとする。ただし、4月から7月のプールの実施前までに行う定期の健康診断は、プール前健康診断として、全ての子どもが受診できるよう努めるものとする。

オ 年1回、歯科健康診査を実施すること。

カ 本市の民間保育所にあつては、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、嘱託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。

キ 本市の民間保育所にあつては、投薬は原則行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。

ク 乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第15条

102ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第9条

145ページ

(8)職員の健康診断等

民間保育所に勤務する職員については、雇入時及び定期的に健康診断を実施するとともに、調理・調乳等に従事する全ての職員については、毎月、事前の検便を行い、異常がないことを確認するものとする。

<参考>

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第10条

145ページ

(9)苦情への対応等

苦情への対応等については、認可基準条例第20条に定めがあるほか、運営基準条例第30条と取扱要綱第16条に以下のとおり詳細な規定がなされています。

ア 本市の民間保育所にあつては、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとし、その体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。

イ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

ウ 苦情に関して、市が行う報告の提出命令等や設備等の検査に応じ、市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

エ 市から求めがあつた場合には、その改善内容を報告するものとする。

※第三者委員の例示

評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士等

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第20条

102ページ

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第30条

119ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第16条

145ページ

(10)事故の防止と発生時の対応

事故の防止と発生時の対応については、認可基準条例第22条に定めがあるほか、運営基準条例第32条と取扱要綱第12条に以下のとおり規定がされています。

- ア 本市の民間保育所にあつては、事故対応や事故防止のための指針整備、事故報告とその改善策の周知徹底体制整備、事故防止のための委員会開催と定期的な職員研修の実施などの事故防止のための措置を講じるものとする。
- イ 事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについては、市へも連絡及び報告を行うものとする。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第22条

102ページ

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第32条

119ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第12条

145ページ

(11)安全計画と業務継続計画の策定

ア 安全計画

安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）は、認可基準条例第21条の3に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

（ア）本市の民間保育所においては、児童の安全の確保を図るため、保育所の

設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全計画を策定し、それに従い必要な措置を講じなければならない。

(イ) 設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(ウ) 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

(エ) 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

イ 業務継続計画の策定

業務継続計画は、認可基準条例第12条に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

(ア) 設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、それに従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(イ) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(ウ) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めるものとする。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第21条の3、第12条 102ページ
--

(12)運営規程と重要事項説明

運営規程は、認可基準条例第17条第2項及び運営基準条例第20条に、その策定が規定されたものです。

また、重要事項説明についても、運営基準条例第5条第1項に基づき、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用者に行っておくことが規定されたものです。これらの内容、方法等の詳細は以下のとおりです。

ア 本市の民間保育所における運営規程の策定においては、条例に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を策定（別途雛形を参照）するものとする。

イ 重要事項の説明は、保護者に対し、文書を交付して説明を行い、保育の提

供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならないものとする。
ウ 本市の民間保育所における重要事項説明書の作成においては、運営規程同様、別途雛形を参考に、説明書を作成するものとする。

<参考>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第17条第2項

102ページ

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
第20条、第5条第1項

119ページ

(13)上乗せ徴収・実費徴収の取扱い

上乗せ徴収及び実費徴収の取扱いについては、運営基準条例第13条及び附則第2項に基づく同条3項の読替え並びに取扱要綱第17条により、以下のとおり規定がされています。なお、「保育所における付加的な保育の提供に係る費用徴収について」（令和3年3月31日付け2川こ保1第1343号通知）にて本市における取扱いを整理しています。

ア 上乗せ徴収については、市が定める最低基準及び上乗せ基準を超えて、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価であって、公定価格及び市の加算額をもってなお不足額がある場合に、その差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを保護者から受けることができる。

イ 支払いを受けることが認められるものは、別に市が定め、または、認めるものに限るものとする。

ウ 費用を保護者の選択によらずに一律に徴収しようとする場合には、各家計に与える影響を考慮して定めなければならないものとする。

エ 実費徴収については、保育を提供する上で、便宜的に要する費用のうち、日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用、3歳以上児の主食費・副食費などのほか、保育所の利用において通常必要とされる費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものに行うことができるものとする。

オ 副食費の徴収額は、月額4,500円を目安とする。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降（第1子・第2子ともに利用児童）は免除とする。

カ 上乗せ徴収・実費徴収を行った場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しなければならない。

キ 上乗せ徴収・実費徴収を求める場合は、あらかじめ、当該費用の額と使途

並びに支払を求める理由を書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得るものとする。ただし、実費徴収に係る同意については、文書によることは要しないものとする。

<参考>

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第13条、附則第2項

119ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第17条

145ページ

(14)会計及び経理処理

会計及び経理処理については、運営基準条例第33条に保育事業と他事業に係る会計を区分するよう規定があるほか、取扱要綱第19条に以下のとおり詳細な規定がされています。

- ア 本市の民間保育所にあつては、運営基準条例第33条に規定する区分経理により、本市の会計年度と合致させた特定教育・保育事業に係る会計区分(以下「事業区分」という。)の収支計算書又は損益計算書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表及び保育所を経営する事業に係る現況報告書を作成するほか、施設ごとに独立した会計区分(以下「拠点区分」という。)を設け、拠点区分の収支予算書、収支計算書又は損益計算書(当該収支計算又は損益計算に係る明細書・内訳表を含む。)及び貸借対照表を作成するものとする。
- イ 企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、事業区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。
- ウ 財務関係書類の提出は、拠点区分の収支予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の財務関係書類の提出に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の提出と併せて行うものとする。
- エ 本市等から支給される子どものための教育・保育給付費等の用途については、子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に定めるところにより取扱うものとする。

<参考>

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第33条

119ページ

川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱第19条

145ページ

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について

87ページ

7-1 整備費等補助金

本市では、民間法人等が整備する保育所の整備に要する費用に対し、予算の範囲内でその改修等に要する費用を補助することにより、保育所整備を促進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として保育所整備に関する補助金を交付しています。

(1)整備費補助金

ア 市有地貸与型保育所整備・民有地活用型保育所整備

(ア) 対象経費

施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費

(イ) 補助基準額

a 建築工事費

補助基準面積		補助基準額
定員1人当たりの面積×定員		ア 1㎡当たりの本市補助単価（310,000円／㎡とする。）に定める補助基準面積（加算面積を含む）を乗じて得た額。 ただし、実行額が本市補助基準額に満たない場合は実行額とする。 イ 公立保育所の民営化を伴う整備の場合は、左欄に定める面積に5%を加算して補助基準面積とする。
定員区分	1人当たり面積	
20～30人	9.4㎡	
31～45人	7.2㎡	
46～90人	6.2㎡	
91～120人	6.0㎡	
121～150人	5.8㎡	
151～180人	5.6㎡	
181～210人	5.5㎡	
211～240人	5.4㎡	
241～270人	5.3㎡	
271人以上	市長が承認した面積	
低年齢（0・1歳）児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	30.0㎡	
一時保育事業のための保育室等を整備する場合の加算面積	55.8㎡	
地域における子育て支援のための保育室等を整備する場合の加算面積	80.3㎡	
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育事業）のための保育室等を整備する場合の加算面積	1人当たり面積	
	9.36㎡	

夜間保育所を整備する場合の加算面積	50 m ²	
-------------------	-------------------	--

b 設計費

a で算出する補助基準額に 3.5% を乗じて得た額と実際の補助対象経費を比較し低い額。

c 設計監理費

a で算出する補助基準額に 1.5% を乗じて得た額と実際の補助対象経費を比較し低い額。

d 初度調弁費（備品費）

1 人当たりの本市補助単価（45,000 円／人とする。）に定員（増築の場合は増加定員）を乗じて得た額。ただし、実行額が本市補助基準額に満たない場合は実行額とする。

（ウ）補助率

補助基準額の 3/4

（エ）補助金交付の流れ

51 ページ

イ 民間事業者活用型保育所整備

（ア）対象経費

施設整備費、設計監理費、設計費、備品等に必要な経費

ただし、備品等に必要な経費については、45,000 円に定員分を乗じた額を対象経費上限額とする。

（イ）補助基準額

a 定員が 120 人以上かつ認可基準を満たす専用の屋外遊技場を設ける場合

上限 108,000,000 円と実補助対象経費を比較し低い額

b 定員が 90 人から 119 人までかつ認可基準を満たす専用の屋外遊技場を設ける場合

上限 96,000,000 円と実補助対象経費を比較し低い額

c 定員 60 人以上の場合

上限 72,000,000 円と実補助対象経費を比較し低い額

d 定員 20 人から 59 人までの場合

上限 36,000,000 円と実補助対象経費を比較し低い額

(ウ) 補助率

補助基準額の $\frac{3}{4}$

(エ) 補助金交付の流れ

51 ページ

(2) 土地・施設賃借料補助金

ア 民有地活用型保育所整備

(ア) 対象経費

保育所開設前の整備期間に要する土地の賃借に係る経費

(イ) 補助金額

補助対象事業者と土地所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間に係る賃借料の所要額と、基準面積に補助基準単価及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額を比較し低い額

基準面積	補助基準単価 (㎡あたり年間)
定員 1 人あたり 12 ㎡×定員数	当該用地の路線価÷0.8×3%

(ウ) 補助期間

12 か月を限度とし、保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間（1 か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）

(エ) 補助金交付の流れ

52 ページ

イ 民間事業者活用型保育所整備

(ア) 対象経費

保育所の開設前の整備期間において園舎等（当該園舎に付帯し園庭として使用する土地及び設備等で賃借にあたり不可分と判断されるものを含む。）の整備物件等を賃借する場合に、これに要する経費

(イ) 補助金額

a 定員 60 人以上の認可保育所

補助対象者と施設の所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間の賃借料の所要額と基準面積に補助基準単価及び補助対象期間を乗じて得られた補助基準額を比較し低い額

<基準面積>

基本面積+加算面積

基本面積		加算面積	
定員区分の1人当り面積×定員		低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36 m ²
定員区分	1人当たり面積		
60～90人	7.4 m ²	一時保育室併設加算面積	67 m ²
91～120人	7.2 m ²		
121～150人	7.0 m ²		
151～180人	6.7 m ²	地域子育て支援センター併設施設加算	80.3 m ²
181～210人	6.6 m ²		
211～240人	6.5 m ²		
241～270人	6.4 m ²		
271人以上	市長が承認した面積		

項目	基準面積	補助基準単価
園舎（付帯設備を含む。）	附表に定める補助基準面積の範囲内で実際に要する面積とする。	月額 1 m ² 当り 1,300円
園庭	園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6 m ² を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積とする。	同上

b 定員60人未満の認可保育所

補助対象者と施設の所有者が締結した契約における当該施設の補助対象期間の賃借料の所要額と補助基準単価（451,500円）に補助対象期間を乗じて得られた補助基準額とを比較し低い額

(ウ) 補助期間

a 定員60人以上の認可保育所

6 か月を限度として保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間（1 か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）

b 定員 60 人未満の認可保育所

4 か月を限度として保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間（1 か月に満たない期間がある場合はこれを切り捨てた期間）

(エ) 補助金交付の流れ

52 ページ

<整備費補助金整理表>

53 ページ

<参考>

川崎市民間保育所施設整備費等補助金交付要綱

205 ページ

川崎市民間事業者活用型保育所整備費補助金交付要綱

218 ページ

川崎市民間保育所整備期間土地借地料補助要綱

225 ページ

川崎市民間事業者活用型保育所整備施設賃借料補助要綱

229 ページ

7-2 民間保育所整備事業に係る市内中小企業への優先発注

川崎市では、市内企業の育成及び市内経済の活性化を図るため、「川崎市契約条例」や「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内中小企業者の受注機会の増大に努め優先発注に取り組んでいます。

そこで、市内中小企業者の受注機会の拡大に向けた新たな取り組みとして、補助事業者等についても、補助金等交付事業を実施するにあたり、川崎市の施策に準じて市内中小企業者への優先発注を行い、市内中小企業者の受注機会の増大に取り組んでいくため、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」を令和元年11月に策定しました。これに基づき、民間保育所整備事業においても、市内中小企業者への優先発注を行っていただく必要があります。

【市内中小企業とは】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有する者。

(1)施設整備(工事)

- ア 補助対象工事の予定価格が1億円(税込み)を超える場合
一般競争入札(入札参加資格:市内中小企業者)により事業者を決定
- イ 補助対象工事の予定価格が1億円(税込み)以下の場合
一般競争入札(入札参加資格:市内中小企業者)により工事業者を決定
するよう努めること。ただし、5者以上を指名し、うち市内中小企業者を
半数以上となるよう実施した指名競争入札により事業者を決定することも
可能

随意契約による契約の例

【民間事業者活用型保育所整備事業】

建物所有者が契約する前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工
者が施工することにより、当該施行者以外の者と比べて工期の短縮、経費の
削減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等明らかに有利と認められる
場合は、保育所整備課あて事前に協議の上、入札(見積り)が行えないこと
に係る理由書(補助金要綱に付随する様式。参考資料1)を提出することによ
り、ア、イによらず工事業者を決定することも可能。

(2)設計・設計監理

整備費補助金の対象経費とする場合は、原則、一般競争入札(入札参加資
格:市内中小企業者)により設計業者を決定。ただし、5者以上を指名し、
うち市内中小企業者を半数以上となるよう実施した指名競争入札により事業
者を決定することも可能

(3)備品等

- ア 整備費補助金の対象経費とする場合で、1件当たりの調達予定価格が
100万円(税込み)を超える場合
市内中小企業者2者以上からの見積書徴収により決定(市内中小企業者
において取扱いのない備品等を除く)
- イ 整備費補助金の対象経費とする場合で、1件当たりの調達予定価格が
100万円(税込み)以下の場合
市内中小企業者2者以上からの見積書徴収による決定に努めること

<民間保育所整備事業に係る市内中小企業への優先発注整理表>

54ページ

<入札の流れ>

55ページ

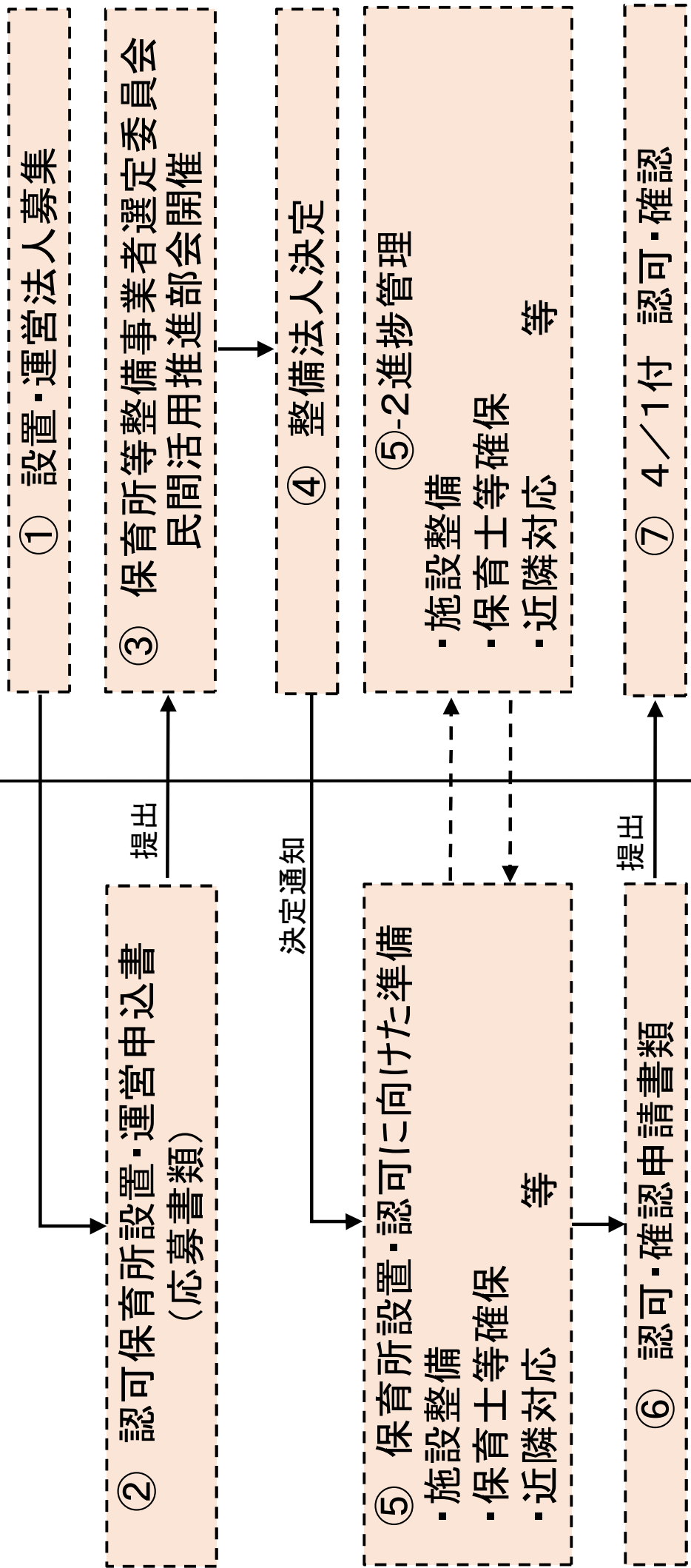
運営主体に関する基準整理表

社会福祉法人		社会福祉法人以外	
既設法人	既設以外の社会福祉法人	学校法人	株式会社等
・ 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などにより、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないとしても差し支えないこと。 ①建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合 ②貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合 ・ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。 ・ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。 ※②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ、施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。		・ 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などにより、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないとしても差し支えないこと。 ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合 ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合 ・ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。 ・ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。 ※②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ、施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。	・ 当該保育所を運営するために必要な経済的基礎があること。 ・ 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。）が社会的信用を有すること。 ・ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 ・ 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準（同左）に該当しないこと。 ・ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。 ・ 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

市有地貸与型保育所整備の流れ

保育所整備法人

川崎市



民有地活用型保育所整備の流れ

保育所整備法人

① 事前相談

③ 保育所整備事業計画書

翌年度（予算が確保された場合）

⑤ 保育所設置認可事前協議書

⑦ 保育所設置・認可に向けた準備

- ・施設整備
- ・保育士等確保
- ・近隣対応

⑧ 認可・確認申請

川崎市

② 事前相談受付

④ 予算の確保

⑥ 内容審査

⑦-2進捗管理

- ・施設整備
- ・保育士等確保
- ・近隣対応

⑨ 4/1付 認可・確認

提出（7月まで）

提出

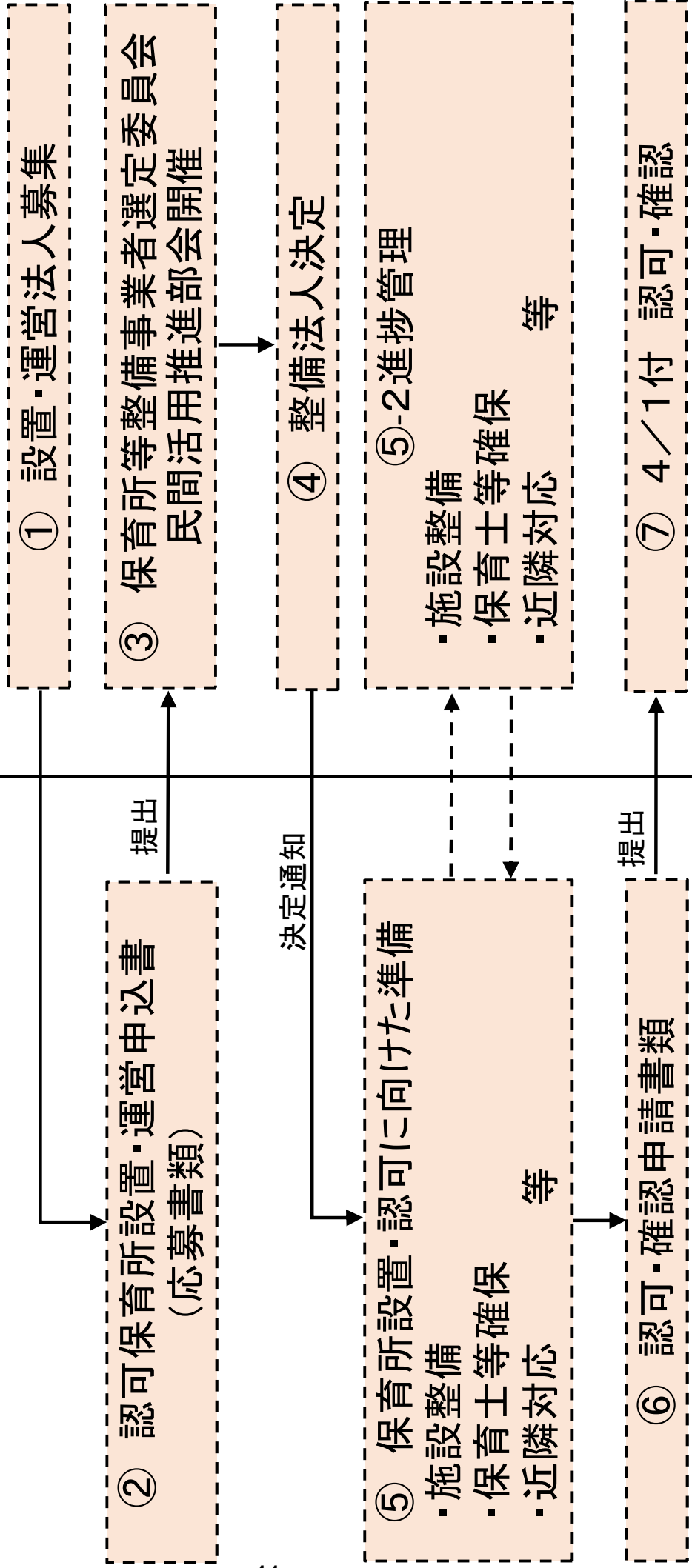
回答

提出

民間事業者活用型認可保育所整備の流れ

保育所整備法人

川崎市



鉄道事業者活用型保育所整備の流れ

鉄道事業者

① 保育所整備事業事前協議書

選定

保育所整備法人

③ 保育所設置認可事前協議書

提出

回答

川崎市

② 内容審査

④ 内容審査

提出

回答

⑤ 保育所設置・認可に向け
た準備
・施設整備
・保育士等確保
・近隣対応
等

⑤-2進捗管理
・施設整備
・保育士等確保
・近隣対応
等

⑥ 認可・確認申請

提出

⑦ 4/1付 認可・確認

民間事業者自主整備型保育所整備の流れ(1)

保育所整備法人

川崎市

① 事前相談

② 事前相談受付

③ 保育所設置認可事前協議書

④ 内容審査

⑤ 保育所設置・認可に向けた準備

⑤-2進捗管理

・施設整備
・保育士等確保
・近隣対応
等

・施設整備
・保育士等確保
・近隣対応
等

⑥ 認可・確認申請

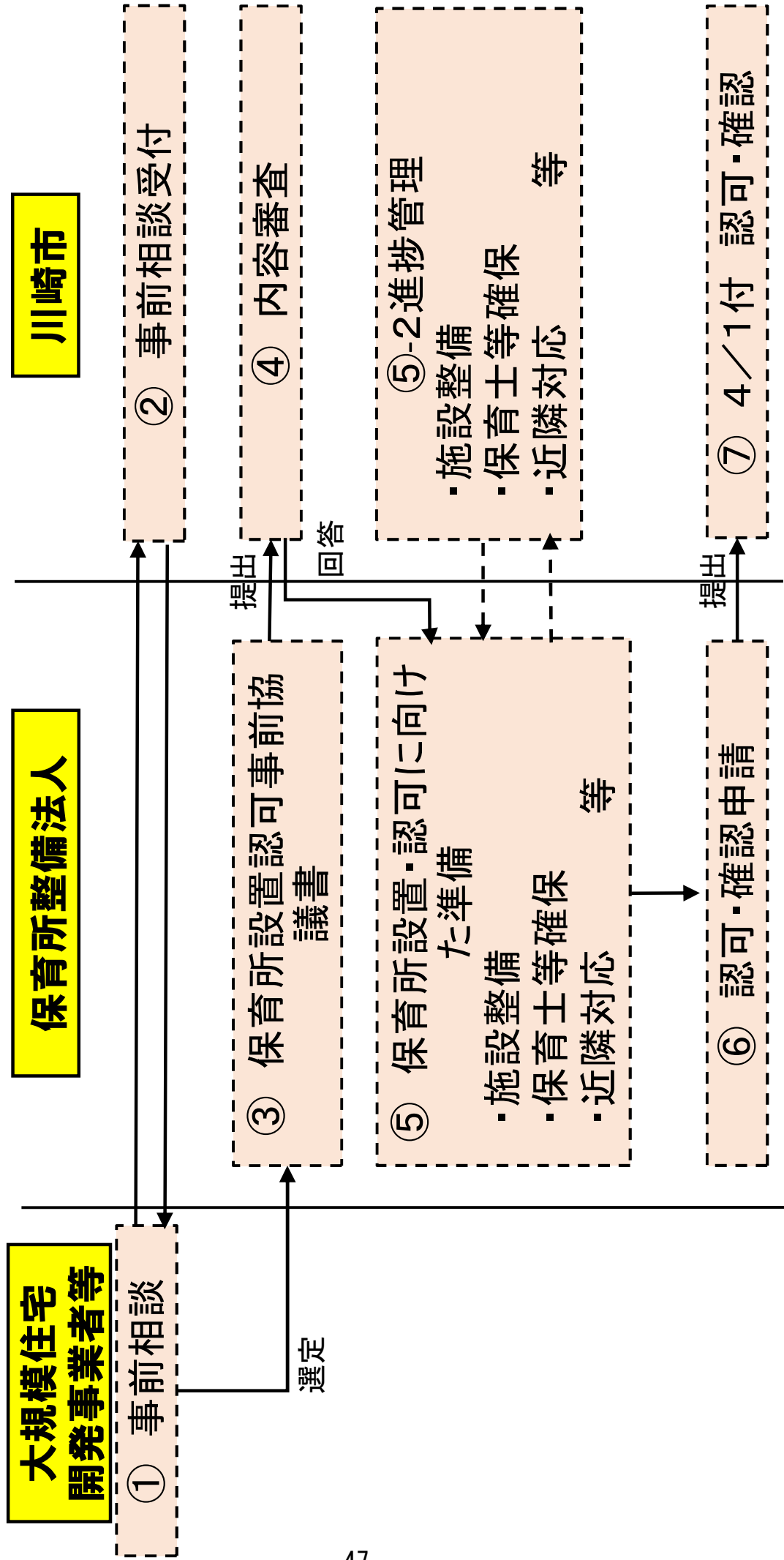
⑦ 4/1付 認可・確認

提出

回答

提出

民間事業者自主整備型保育所整備の流れ(2)

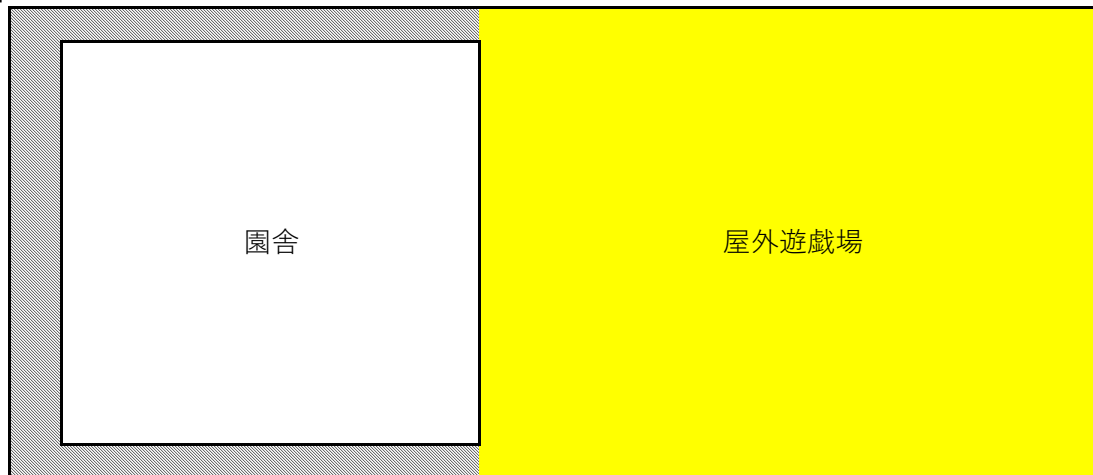


屋外遊戯場に関する基準整理表

	地上園庭	代替園庭	屋上園庭
面積基準	満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上		
保育所保育指針	保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境		
便所	任意で設置	使用に配慮	必ず設置
手洗い			
防災関係	-	-	・職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。 ・屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。 ・屋上への出入口は、特定防火設備に該当する防火戸であること。 ・油その他引火性の強いものを置かないこと。 ・屋上の周囲には、金網を設けるものとし、乳幼児の転落防止に適したものとすること。 ・警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。 ・消防機関との連絡を密にし、消防計画等について指導を受けること。
移動	-	保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度	-
その他	-	当該公園等とは別に、プール遊び等ができる場所を確保すること	建物が耐火建築物であること

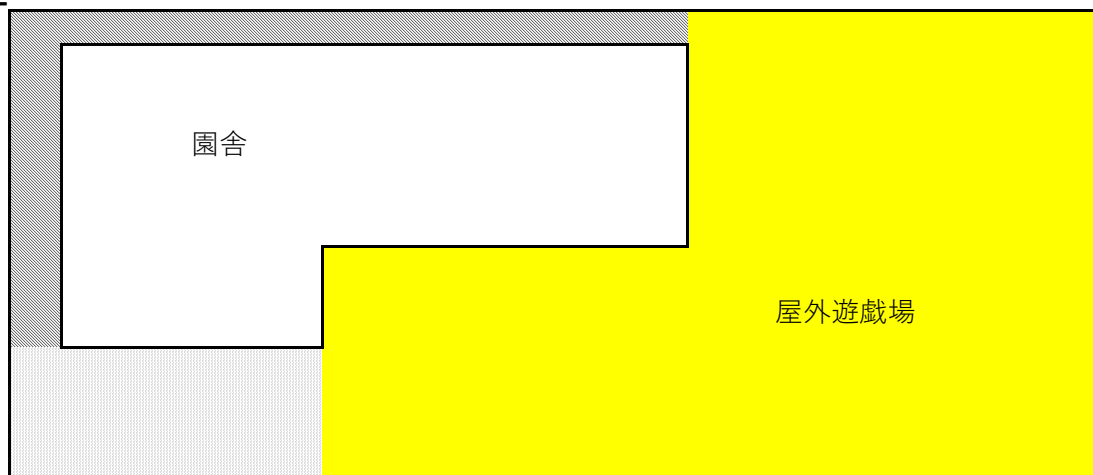
屋外遊戯場の形状に関するイメージ図

例1



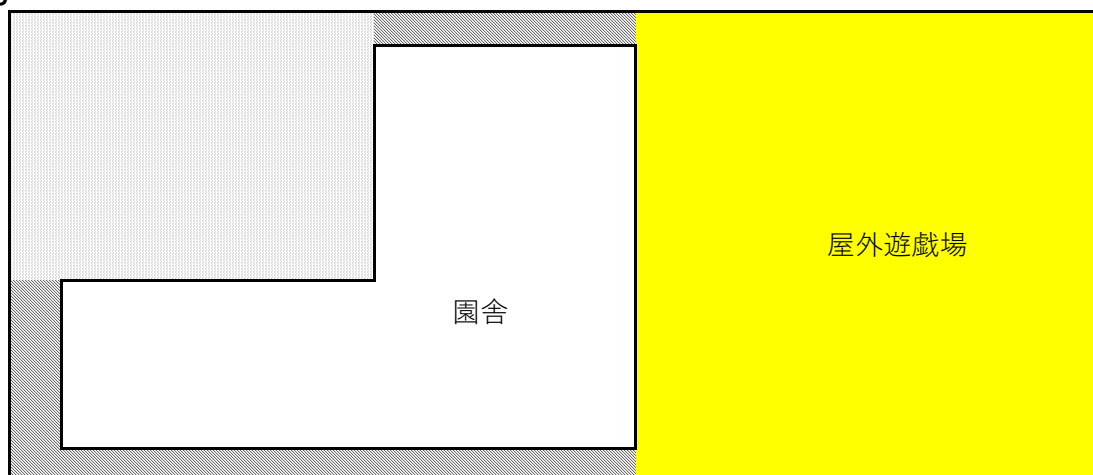
は主に通路として使用される部分であるため、屋外遊戯場面積には入らない

例2



は主に通路として使用される部分であるため、屋外遊戯場面積には入らない
は広さ、門・園舎入口の場所等により実態的に園庭として利用できる場合は屋外遊戯場とみなす可能性はある

例3



は主に通路として使用される部分であるため、屋外遊戯場面積には入らない
は広さ、門・園舎入口の場所等により実態的に園庭として利用できる場合は屋外遊戯場とみなす可能性はある

保育室等を2階以上に設ける場合の基準整理表

	設備等	2 階	3 階	4 階以上
常用	屋内階段	○	○ (ただし、避難階段としての要件を満たす必要あり)	
	屋外階段	○		○ (ただし、避難階段としての要件を満たす必要あり)
避難用	屋内階段	○ (ただし、避難階段としての要件を満たす必要あり)		
	待避上有効なバルコニー	○	×	
	屋外傾斜路	○ (ただし、準耐火構造のもの等に限る)	○ (ただし、耐火構造等のものに限る)	
	屋外階段	○		○ (ただし、避難階段としての要件を満たす必要あり)

整備費補助金交付の流れ

保育所整備法人

川崎市

① 補助金交付申請

② 補助金交付決定

③ 施設整備等契約

工事進捗確認

④ 補助金実績報告

⑤ 検査確認及び補助金交付金額確定

⑥ 補助金交付請求

⑦ 補助金交付

申請書類提出

補助金交付決定
を通知

実績報告書類提出

補助金交付額
確定を通知

請求書提出

工事終了後 ↓

土地・施設賃借料補助金交付の流れ

保育所整備法人

川崎市

① 賃貸借契約締結

② 補助金交付申請

④ 施設整備等契約

⑤ 月毎の賃借料支払い及び証拠書類の保存

工事終了後

⑥ 補助金実績報告

⑧ 補助金交付請求

申請書類提出

補助金交付決定
を通知

工事進捗確認

実績報告書類提出

補助金交付額
確定を通知

請求書提出

③ 補助金交付決定

⑦ 検査確認及び補助金交付金
額確定

⑨ 補助金交付

整備費補助金整理表

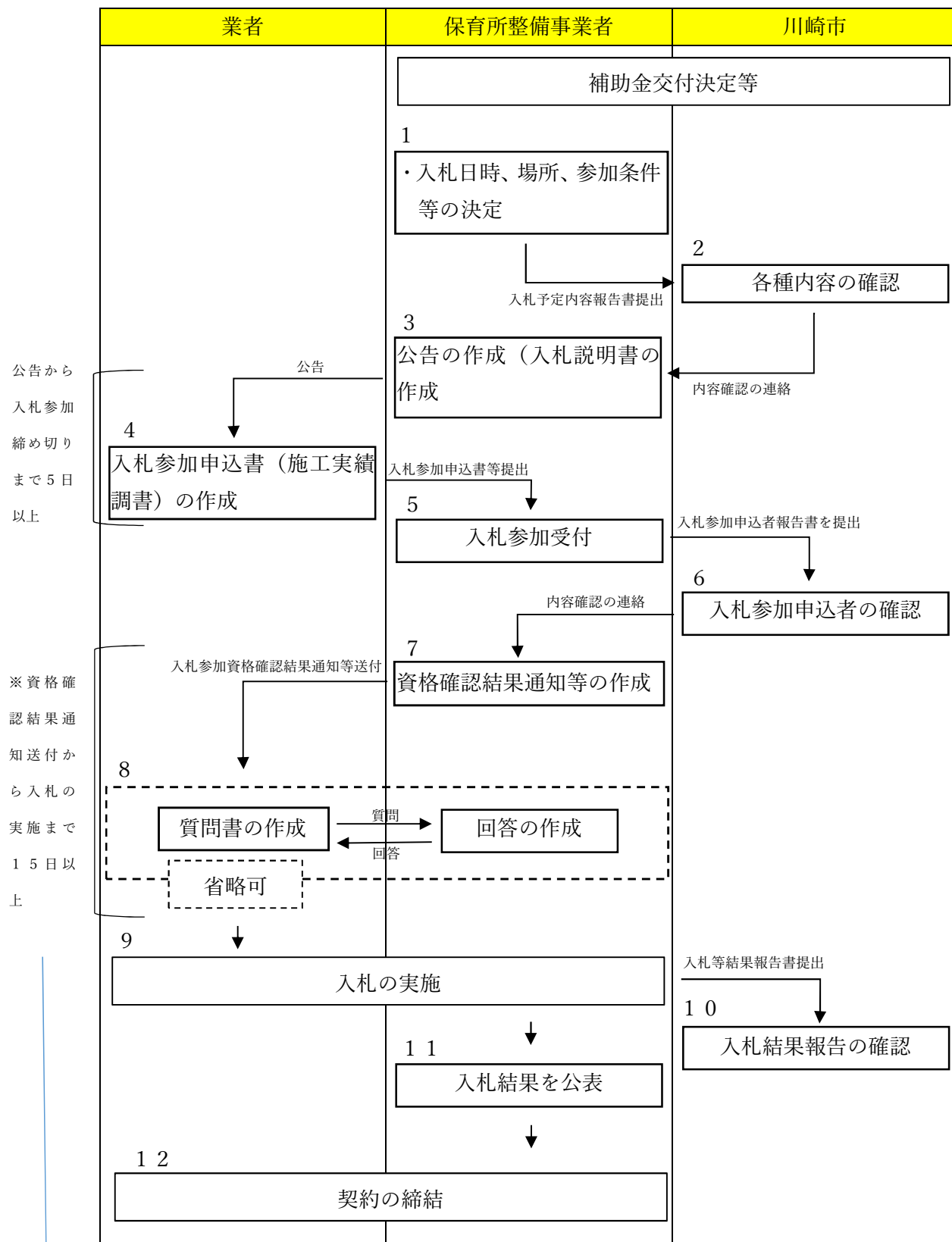
		市有地貸与型保育所整備 民有地活用型保育所整備	民間事業者活用型保育所整備			
			定員120人以上 (認可基準を満たす専用の屋 外遊戯場を設ける場合)	定員90人以上119人以下 (認可基準を満たす専用の屋 外遊戯場を設ける場合)	定員60人以上	定員20人から 59人までの場合
整備費補助金 (※)	施設整備費	1㎡当たりの本市補助単価(310,000円/㎡とする。)に 補助基準面積を乗じて得た額と実際の補助対象経費を比 較し低い額	上限108,000,000 円と実際の補助対象経費を比 較し低い額	上限96,000,000円 と実際の補助対象経費を比較 し低い額	上限72,000,000円 と実際の補助対象経費を比較 し低い額	上限36,000,000円 と実際の補助対象経費を比較 し低い額
	設計費	施設整備費の補助基準額に3.5%を乗じて得た額と実 際の補助対象経費を比較し低い額				
	設計管理費	施設整備費の補助基準額に1.5%を乗じて得た額と実 際の補助対象経費を比較し低い額				
	備品費	1人当たりの本市補助単価(45,000円/人とする。)に 定員を乗じて得た額と実際の補助対象経費を比較し低い 額	備品等に必要な経費については、45,000円に定員分を乗じた額が対象経費上限額			
	土地賃借料補助金	基準面積に補助基準単価(当該用地の路線価÷0.8×3% /㎡あたり年間とする。)を乗じて得た額と実際の補助 対象経費を比較し低い額 ※12か月を限度とし、保育所等の開設前の整備期間と して実際に要する期間				
施設賃借料補助金		-	対象期間の賃借料の所要額と基準面積に補助基準単価(月額1㎡当り1,300円)及び補助対象 期間を乗じて得られた補助基準額を比較し低い額 ※6か月を限度として保育所等の開設前の整備期間として実際に要する期間			
			対象期間の賃借料の所要額と補助 基準単価(451,500円)に補助対 象期間を乗じて得られた補助基準 額とを比較し低い額 ※4か月を限度として保育所等の 開設前の整備期間として実際に要 する期間			

※整備費補助金については、補助対象経費の4分の3を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が補助額となります

民間保育所整備事業に係る市内中小企業者への優先発注整理表

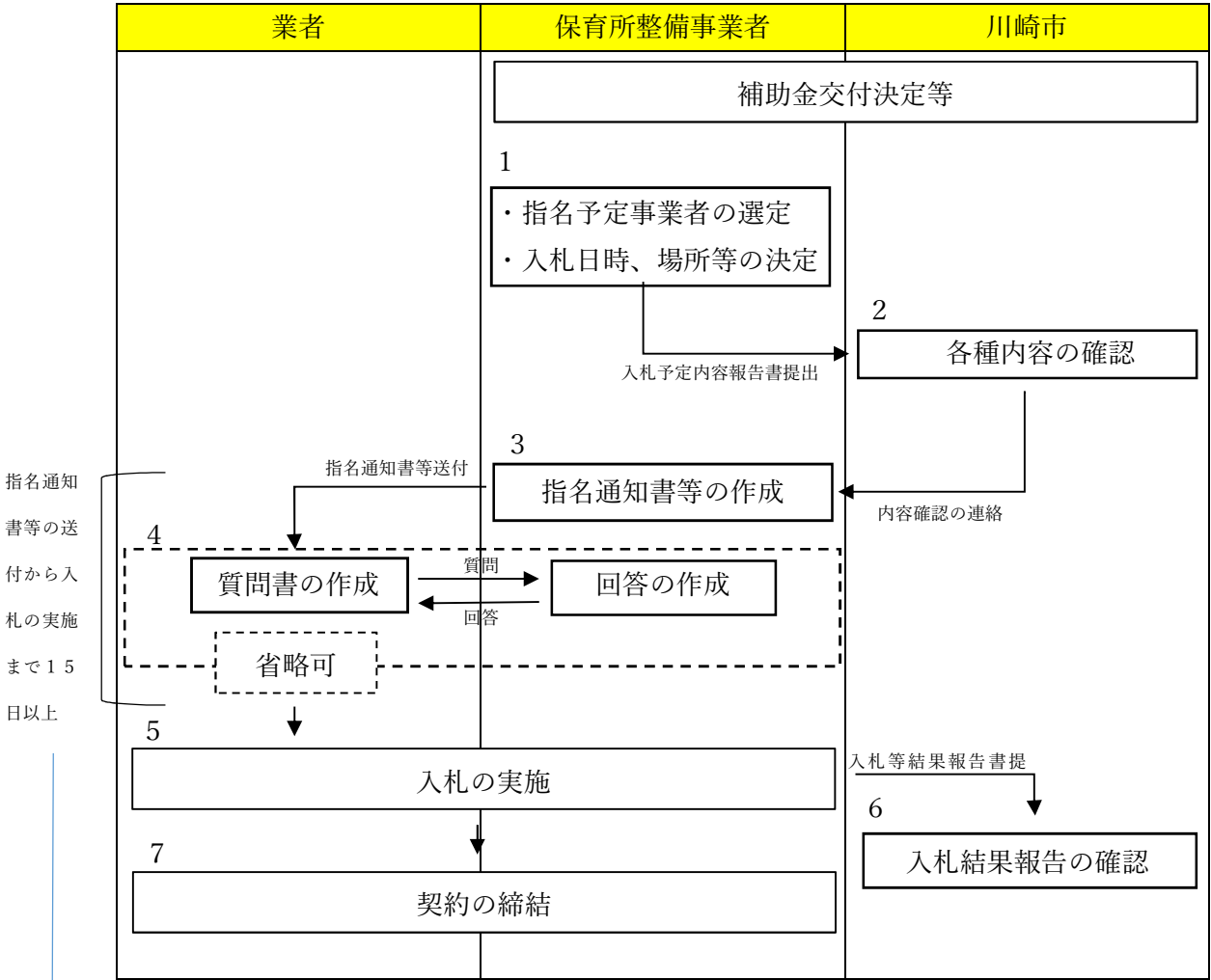
		一般競争入札	指名競争入札	2 者以上からの見積書徴収
施設整備 (工事)	予定価格 1 億円超	○	×	×
	予定価格 1 億円以下	○	○ 5 者以上指名（うち市内中 小企業者半数以上）	×
設計・設計監理		○	○ 5 者以上指名（うち市内中 小企業者半数以上）	×
備品等	予定価格 1 0 0 万円超 (1 件あたり)	—	—	○ 市内中小企業者 2 者以上
	予定価格 1 0 0 万円以下 (1 件あたり)	1 0 0 万円超の場合に準ずるよう努めること		

一般競争入札の流れ(1か月半から2か月程度)



※予定価格5,000万円以上の場合は、資格確認通知送付から入札の実施まで最短10日で可。予定価格5,000万未満の場合は、資格確認通知送付から入札の実施まで最短5日で可。

指名競争入札の流れ(1か月から1か月半程度)



※予定価格5,000万円以上の場合は、資格確認通知送付から入札の実施まで最短10日で可。予定価格5,000万未満の場合は、資格確認通知送付から入札の実施まで最短5日で可。

2者以上からの見積書徴収の流れ(1か月程度)※備品に限る

